自 己 点 検 表

薬局の名称

記入者氏名

・薬局管理者等は定期的に自己点検を実施し，各々「点検内容」に対する「評価」を記入してください。

　（評価　○:できている，×：できていない，／：該当なし）

・×については，すみやかに改善し，改善内容等を記録してください。

・当該自己点検表は３年間保存し，保健所職員の立ち入り検査の際に提示できるようにしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 点 検 内 容 | 評価 |
| （１）薬局の管理者について |
| ①　薬局の管理者は常勤の者（原則として薬局で定めた就業規則に基づく勤務時間の全てを勤務し，かつ，１週間の勤務時間が３２時間以上の方）であるか。 |  |
| ②　薬局の管理者は，その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事していないか。 |  |
| ③　薬局の管理者は調剤，医薬品の販売等の取扱い，偽造医薬品の流通防止に向けた必要な対策その他これに関連する事項について責任をもって行っているか。 |  |
| ④　薬局の管理者は試験検査，不良品の処理，その他薬局の管理に関する記録（在庫の異常に係る調査結果及び廃棄した医薬品に係る記録を含む。）を作成しているか。当該記録を３年間保管しているか。 |  |
| 1. 薬局開設者の配慮等について
 |
| ①　薬局開設者は薬局の管理者の業務の遂行に充分配慮しているか。 |  |
| ②　法第１０条に定める変更届は遅滞なく行われているか。 |  |
| ③　医薬品の販売業を併せ行う場合は，その薬局において販売又は授与（以下「販売等」という。）する医薬品の薬局医薬品，薬局製造販売医薬品，要指導医薬品，第一類医薬品，指定第二類医薬品，第二類医薬品及び第三類医薬品の区別を記載した書類を提出しているか。 |  |
| ④　薬局機能情報を都道府県知事に報告するとともに，当該情報を記載した書面（規則第１１条の５に規定する電磁的方法により提供する場合は，当該情報を記載した電子ファイル等。⑤において同じ。）を薬局において閲覧に供しているか。 |  |
| ⑤　薬局機能情報のうち，規則第１１条の４に規定する「基本情報」並びに「健康サポート薬局である旨の表示の有無」及び「薬剤師不在時間の有無」が変更された際に，速やかに都道府県知事に報告するとともに，書面の記載を変更しているか。 |  |
| ⑥　薬剤師，登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう，その薬局に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じているか。 |  |
| ⑦　調剤の業務に係る医療の安全確保のための指針の策定，従事者に対する研修（偽造医薬品の流通防止のために必要な各種対応を含む。⑨及び⑩において同じ。）の実施その他必要な措置が講じられているか。 |  |
| ⑧　調剤の業務に係る医療の安全確保のための指針の策定には，下記の事項が含まれているか。　イ　薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための基本的考え方に関すること　ロ　従業者に対する研修の実施に関すること　ハ　医薬品の使用に係る安全な管理（以下｢医薬品の安全使用｣という。）のための責任者に関すること　ニ　従業者から薬局開設者への事故報告の体制に関することホ　医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及びこれに基づく業務の実施に関することヘ　医薬品の安全使用のために必要な情報の収集に関することト　患者からの相談の対応に関することチ　イからトまでに掲げるほか，医薬品の業務に係る医療の安全を確保することを目的とした改善のための方策の実施に関すること |  |
| ⑨　調剤された薬剤の情報の提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理の確保のための指針の策定，従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられているか。 |  |
| ⑩　医薬品を販売等する薬局にあっては，薬局医薬品，要指導医薬品及び一般用医薬品の情報の提供その他の医薬品の販売等の業務（医薬品の貯蔵に関する業務を含む）に係る適正な管理の確保のため，指針の策定，従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあっては，特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられているか。 |  |
| ⑪　医薬品の安全使用のための責任者を設置しているか。 |  |
| ⑫　従事者から薬局開設者への事故報告の体制を整備しているか。 |  |
| ⑬　医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者を特定しているか。 |  |
| ⑭　医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報の提供等のための業務に関する手順書を作成するとともに，当該手順書に基づく業務を実施しているか。 |  |
| ⑮　医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報の提供等のための業務に関する手順書には，下記の事項が含まれているか。　イ　薬局で取り扱う医薬品の購入に関する事項ロ　医薬品の管理に関する事項（医薬品の保管場所，法令等により適切な管理が求められている医薬品（麻薬，向精神薬，覚せい剤原料，毒薬，劇薬，特定生物由来製品等）の管理方法等）　ハ　一連の調剤の業務に関する事項（患者情報（薬剤の服用歴，医療機関の受診等）の収集，疑義照会方法，調剤方法，調剤器具・機器の保守・点検，処方せんや調剤薬の監査方法，患者に対する服薬指導方法等）　二　医薬品情報の取扱い（安全性・副作用情報の収集，管理，提供等）に関する事項（在宅患者への医薬品使用に関する事項を含む。）ホ　事故発生時の対応に関する事項（事故事例の収集の範囲，事故後対応等，事故報告の体制の整備に基づく事項）ヘ　他施設（医療機関，薬局等）との連携に関する事項 |  |
| ⑯　調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書（平成２９年施行通知第５の１（１）に掲げる事項が記載されたもの。）を作成するとともに，当該手順書に基づく業務を実施しているか。 |  |
| ⑰　医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売等の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策を実施しているか。 |  |
| （３）薬局について |
| ①　調剤された薬剤又は医薬品を購入し，又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり，薬局であることが看板等の設置により外観から明らかであるか。 |  |
| ②　許可証を店頭その他業務所の見やすい場所に掲示しているか。 |  |
| ③　医薬品を通常陳列し又は交付する場所の明るさは６０ルックス以上あるか。 |  |
| ④　換気が充分であり，かつ，清潔にしているか。 |  |
| ⑤　冷暗貯蔵のための設備があるか。また，鍵のかかる貯蔵設備があるか。 |  |
| ⑥　医薬品の貯蔵設備を設ける区域が，他の区域から明確に区別されているか。 |  |
| ⑦　当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所，常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。 |  |
| ⑧　面積は概ね１９．８平方メートル以上あるか。 |  |
| ⑨　薬局製造販売医薬品，要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等しない営業時間がある場合には，薬局製造販売医薬品，要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列等する場所を閉鎖することができる構造のものであるか。 |  |
| ⑩　薬局製造販売医薬品を販売等する薬局にあっては，以下の条件を満たしているか。　　イ　薬局製造販売医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備（以下「陳列設備」という。）を備えていること。　　ロ　薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設備から１．２メートル以内の範囲に医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置がとられていること。ただし，医薬品を購入しようとする者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は，この限りでないこと。　ハ　開店時間のうち，要指導医薬品を販売等しない営業時間がある場合には，要指導医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。 |  |
| ⑪　要指導医薬品を販売等する薬局にあっては，以下の条件を満たしているか。　　イ　要指導医薬品を陳列するために必要な陳列設備を備えていること。　　ロ　要指導医薬品を陳列する陳列設備から１．２メートル以内の範囲に医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置がとられていること。ただし，医薬品を購入しようとする者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は，この限りでないこと。　　ハ　開店時間のうち，要指導医薬品を販売等しない営業時間がある場合には，要指導医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。 |  |
| ⑫　第一類医薬品を販売等する薬局にあっては，以下の条件を満たしているか。　　イ　第一類医薬品を陳列するために必要な陳列設備を備えていること。　　ロ　第一類医薬品を陳列する陳列設備から１．２メートル以内の範囲に医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置がとられていること。ただし，医薬品を購入しようとする者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は，この限りでないこと。　　ハ　開店時間のうち，第一類医薬品を販売等しない営業時間がある場合には，第一類医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。 |  |
| ⑬　法及び規則に基づき情報の提供等を行うため，以下の条件を満たす設備を有しているか。ただし，複数の設備を有する場合は，いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。イ　調剤室に近接する場所にあること。ロ　薬局製造販売医薬品を陳列する場合には，薬局製造販売医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。ハ　要指導医薬品を陳列する場合には，要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。ニ　第一類医薬品を陳列する場合には，第一類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあること。ホ　指定第二類医薬品を陳列する場合には，指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から７メートル以内の範囲にあること。ただし，鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は，指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から１．２メートル以内の範囲に医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置がとられている場合は，この限りでない。ヘ　二以上の階に一般用医薬品を通常陳列し，又は交付する場所がある場合には，各階の医薬品を通常陳列し，又は交付する場所の内部にあること。 |  |
| ⑭　当該薬局を利用するために必要な情報（規則別表第１の２に定める事項）を当該薬局の見やすい場所に掲示しているか。 |  |
| （４）調剤室について |
| ①　面積は６．６平方メートル以上あるか。 |  |
| ②　天井・床面は板張りかコンクリート等になっているか。 |  |
| ③　調剤室と他の場所とは，隔壁等で明確に区別されているか。（ただし，消防法等他法令の規定により，床から天井まで区画できない場合において，保健衛生上支障がないと判断される場合に限り，最小限の空間を設けることは，差し支えない。） |  |
| ④　調剤台の上の明るさは１２０ルックス以上あるか。 |  |
| ⑤　換気が充分であり，かつ，清潔にしているか。 |  |
| ⑥　調剤に必要な構造設備規則にある設備器具及び書籍を備えているか。調剤に必要な書籍には，下記に掲げるイからニまでの項目毎に記載した書籍又はこれと同等の内容の書籍をいずれか１冊以上備えているか。　イ　日本薬局方及びその解説に関するもの　　　(ｲ) 日本薬局方解説書　　　(ﾛ) 日本薬局方条文と注釈　ロ　調剤技術に関するもの　　　調剤指針　ハ　薬事関係法規に関するもの(ｲ) 薬事衛生六法　　　(ﾛ) 衛生行政六法　　　(ﾊ) 薬事実務便覧　ニ　当該薬局で取り扱う医薬品の添付文書に関するもの添付文書集（取り扱う医薬品の添付文書をファイル）することでも可 |  |
| ⑦　調剤用医薬品は，変質，変敗その他不良品となっていないか。 |  |
| ⑧　医薬品を購入しようとする者等が進入することができないよう必要な措置がとられているか。 |  |
| ⑨　調剤室は調剤・試験以外の目的に使用せず，かつ，通路として利用する構造ではないか。 |  |
| ⑩　調剤室には給排水設備があるか。 |  |
| ⑪　調剤室の壁面には，管理者が薬局内を十分に見渡せ，かつ，購入者等が調剤室内を見渡せるよう，ガラス等透視面が設置されているか。 |  |
| （５）専門家の体制について |
| ①　薬局の開店時間内は，常時，調剤に従事する薬剤師が勤務しているか。 |  |
| ②　１日平均取扱処方箋数４０枚につき１人以上の薬剤師が勤務しているか。 |  |
| ③　調剤に従事する薬剤師の週当たりの勤務時間数（特定販売のみに従事する勤務時間を除く。以下同じ。）の総和は，１週間の開店時間以上であるか。 |  |
| ④　要指導医薬品又は第一類医薬品を販売等する営業時間内は，常時，医薬品の販売等に従事する薬剤師が勤務しているか。 |  |
| ⑤　第二類医薬品又は第三類医薬品を販売等する営業時間内は，常時，医薬品の販売等に従事する薬剤師又は登録販売者が勤務しているか。 |  |
| ⑥　相談を受ける時間内（営業時間外も含む）は，相談を受ける体制を備えているか。 |  |
| ⑦　要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師又は登録販売者の週当たりの勤務時間の総和を情報提供場所で除して得た数が，１週間の要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間の総和以上であるか。 |  |
| ⑧　要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等に従事する薬剤師の週当たりの勤務時間の総和を情報提供場所で除して得た数が，１週間の要指導医薬品又は第一類医薬品を販売等する開店時間の総和以上であるか。 |  |
| （６）営業時間・開店時間と取扱う医薬品・専門家の配置について |
| ①　１週間当たりの要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間の総和は，１週間の開店時間の２分の１以上であるか。 |  |
| ②　１週間当たりの要指導医薬品を販売等する開店時間の総和は，１週間の要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間の２分の１以上であるか。 |  |
| ③　１週間当たりの第一類医薬品を販売等する開店時間の総和は，１週間の要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間の２分の１以上であるか。 |  |
| （７）医薬品の取扱い・貯蔵・陳列 |
| ①　不良医薬品等を貯蔵，陳列，販売等していないか。 |  |
| ②　不正表示医薬品等を貯蔵，陳列，販売等していないか。 |  |
| ③　医薬品と他の物を区別して貯蔵，陳列しているか。 |  |
| ④　冷暗所に貯蔵すべきものは必ず冷暗所に貯蔵しているか。 |  |
| ⑤　要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列しているか。また，要指導医薬品を規則第２１８条の３の規定に基づく方法により陳列しているか。 |  |
| ⑥　第一類医薬品，第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように陳列しているか。また，第一類医薬品及び指定第二類医薬品を規則第２１８条の４第１項の規定に基づく方法により陳列しているか。 |  |
| ⑦　医薬品について虚偽又は誇大な広告等をしていないか。 |  |
| ⑧　承認を受けていない医薬品について効能・効果等に関する広告をしていないか。 |  |
| ⑨　使用期限を超過した医薬品を，正当な理由無く，貯蔵，陳列，販売等していないか。 |  |
| ⑩　競売による医薬品の販売を行っていないか。 |  |
| ⑪　使用者による意見（いわゆる「口コミ」等）その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示していないか。 |  |
| ⑫　購入履歴等に基づき，自動的に特定の医薬品の購入を勧誘する方法（いわゆる「レコメンド」）により医薬品に関して広告していないか。 |  |
| ⑬　指定第二類医薬品を購入し，又は譲り受けようとする者が規則別表第１の２第２の６に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じているか。 |  |
| ⑭　処方箋医薬品の取扱いは正しく行われているか。処方箋医薬品を販売等した場合に，販売等に関する帳簿をつけ，２年間保管しているか。 |  |
| ⑮　医薬品を購入し，又は譲り受けたとき及び薬局開設者等に対して販売等した場合に，購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の記録をつけているか。当該記録を３年間保管しているか。 |  |
| ⑯　医薬品の購入等の記録に際し，購入者等から，薬局開設，医薬品の製造販売業，製造業若しくは販売業又は病院，診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可に係る許可証の写し（以下単に「許可証の写し」という。）その他の資料の提示を受けることで，購入者等の住所，所在地，電話番号又はその他の連絡先を確認しているか。ただし，購入者等が当該薬局開設者と常時取引関係にある場合は，この限りではない。 |  |
| ⑰　薬局医薬品，要指導医薬品又は第一類医薬品を販売等した場合（薬局開設者，医薬品の製造販売業者，製造業者若しくは販売業者又は病院，診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売等した場合を除く）に，販売の記録をつけているか。当該記録を２年間保管しているか。 |  |
| ⑱　第二類医薬品又は第三類医薬品を販売等した場合に，販売等の記録をつけているか。当該記録を保管しているか（努力義務）。 |  |
| ⑲　製造専用医薬品を直接一般消費者に販売等していないか。 |  |
| ⑳　濫用のおそれのある医薬品の販売に当たって必要な確認を行い，適正な使用のため必要と認められる数量に限って販売等しているか。 |  |
| ㉑　医薬品の適正な使用のために必要な情報提供等を行っているか。 |  |
| ㉒　医薬品による危害を防止するために必要な情報提供等を行っているか。 |  |
| ㉓　医薬品を分割販売する際には，当該医薬品の直接の容器又は直接の被包に対して，分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局の名称及び所在地を記載しているか。 |  |
| ㉔　複数の事業所について許可を受けている場合であって，当該許可事業者内の異なる事業所間で医薬品を移転したときは，許可を受けた事業所ごとにその移転に係る記録をつけているか。当該記録を３年間保管しているか。 |  |
| （８）毒薬・劇薬について |
| ①　毒薬，劇薬の表示が正しく行われていない医薬品を貯蔵，陳列，販売等していないか。 |  |
| ②　毒薬，劇薬は他のものと区別して陳列貯蔵しているか。 |  |
| ③　毒薬は鍵をかけて貯蔵しているか。 |  |
| ④　毒薬，劇薬を一般の人に販売等する場合，譲渡文書に必要事項を記載して譲受人の署名又は記名押印を受けて渡しているか。 |  |
| ⑤　毒薬，劇薬を医師，薬剤師等に販売等する場合，公務所の証明によって渡しているか。 |  |
| ⑥　毒薬，劇薬の譲渡記録を２年間保存しているか。 |  |
| ⑦　毒薬，劇薬を１４歳未満の者等に交付していないか。 |  |
| （９）特定販売について |
| ①　特定販売を行う旨の届出を行っているか。 |  |
| ②　特定販売を行う医薬品は，薬局に貯蔵し，又は陳列している医薬品のみか。 |  |
| ③　特定販売を行う旨の広告（ホームページ，チラシ，カタログ等）に規則別表第１の２及び別表第一の三に掲げる事項を見やすく表示しているか。 |  |
| ④　特定販売を行う旨の広告には，第一類医薬品，第二類医薬品，第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示しているか。 |  |
| ⑤　特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するときは，行政が容易に閲覧することができるホームページとなっているか。 |  |
| ⑥　使用期限を超過した医薬品について広告，販売等していないか。 |  |
| ⑦　使用者による意見（いわゆる「口コミ」等）その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示していないか。（再掲） |  |
| ⑧　購入履歴等に基づき自動的に特定の医薬品の購入を勧誘する方法（いわゆる「レコメンド」）により医薬品に関して広告していないか。（再掲） |  |
| ⑨　店舗が閉店しており特定販売のみを行う時間がある場合は，宮城県による適切な監督のために必要な設備（下記イからハのとおり）を備えているか。イ　映像を撮影するためのデジタルカメラ等ロ　撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコン及びインターネット回線等ハ　電話機及び電話回線 |  |
| （10）薬剤師不在時間について |
| ①　薬剤師不在時間がある旨の届出を行っているか。 |  |
| ②　調剤室は，閉鎖することができる構造であるか。 |  |
| ③　薬剤師不在時間に係る掲示事項を当該薬局の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示しているか。 |  |
| ④　薬剤師不在時間は，緊急時の在宅対応等，やむを得ず，かつ，一時的となっているか。 |  |
| ⑤　薬剤師不在時間内は，調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務しているか。 |  |
| ⑥　１日当たりの薬剤師不在時間は，４時間又は当該薬局の１日の開店時間の２分の１のうちいずれか短い時間を超えていないか。 |  |
| ⑦　薬剤師不在時間内は，薬局の管理者が，薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従業者と連絡ができる体制を備えているか。 |  |
| ⑧　薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合に，近隣の薬局を紹介すること若しくは調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻ること又はその他必要な措置を講じる体制を備えているか。 |  |
| ⑨　薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成するとともに，当該手順書に基づく業務を実施しているか。 |  |

★「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン（令和２年９月　厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課）」及び宮城県審査基準を基に作成

法：医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年８月１０日　法律第１４５号）

規則：医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和３６年２月１日　厚生省令第１号）

構造設備規則：薬局等構造設備規則（昭和３６年２月１日　厚生省令第２号）

平成２９年施行通知：平成２９年１０月５日付け薬生発１００５第１号厚生労働省・生活衛生局長通知「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不備項目 | 改善内容 | 改善日・改善措置担当者 |
| (　　) - |  | 　　　　年　　月　　日 |